

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人	介護と福祉の調査機関おきなわ
-----------	----------------

② 事業者情報

経営法人・設置主体(法人名等)		社会福祉法人 檸檬会	
名称:	レイモンド あしびなー保育園	種別:	保育所
代表者氏名:	理事長: 前田 効多郎	定員(利用人数) (利用室数):	50(45)名
施設長氏名:	園長: 具志堅ゆかり		(4)室
所在地:	〒900-0012 那覇市泊1丁目1-2 第一生命安里ビル2階	電話番号: 098-943-3790	
開設年月日	平成29年4月1日	ホームページ: https://www.leimondai.or.jp/school/europe/leimond-ashibinai	
職員数	常勤:(17)名、非常勤:(2)名、計:(19)名		
専門職員の人数	保育士	(12)名	栄養士 (1)名
	子育て支援員	(4)名	調理師 (1)名

職員の状況に関する事項

	園長	主任保育士	保育士	調理員	栄養士	保育補助
常勤	1名	1名	9名	1名	1名	0名
非常勤	0名	0名	1名	0名	0名	1名

	用務員	事務職員	看護師	嘱託医	子育て支援員	
常勤	0名	0名	0名	0名	4名	名
非常勤	0名	0名	0名	2名	0名	名

施設・設備の概要	保育室、職員室(事務室、休憩室)、調理室、調乳室、沐浴室など
----------	--------------------------------

③ 理念・基本方針

<p>法人理念: 子育てによるこびを 社会に新しい風を 笑顔あふれる子どもが住む 未来の地球のために</p> <p>保育理念: 私たちは、保育を通して“3つの心”を育てます 「人・命を愛する心」 「自然と共に生きる心」 「創造(想像)する心」</p> <p>保育方針: 子どもひとり一人の育ちに寄り添い、それぞれの生きる力を育む さまざまな体験を通して、しなやかな身体と豊かな感性を育む 人との“つながり”社会との“つながり”を育む</p>

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 子どもの権利擁護、及びプライバシー保護に配慮した取組がされている。

子どもを尊重した保育の提供に関する指針として「れもんのこころ」が法人で策定され、職員に周知し理解されている。子どもを尊重した保育の実施について、保育業務マニュアルに子どもの権利条約（一般原則と4つの権利）を明示し、保育施設における児童虐待防止の手引きが作成され、取り組まれている。人権を守り尊重する保育として、3歳未満児は担当制を実施し、おむつ交換や着替え、お昼寝は周りから見えないようにパーテーションを使用し、オムツ交換時には「オムツを見ても良い？交換してもいい？」などの確認を取り、子どもの意思やプライバシーの保護に配慮されている。職員は毎年、保育スケールを活用し子どもの尊重や基本的人権への配慮について把握して評価を行い、保育の質の向上に努めている。

関連項目28、29、46

2. 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

各年齢ともに、登園後や降園前に室内で複数の遊びコーナー（ままごと・ブロック・積み木・粘土・廃材利用製作・塗り絵・パズル等）で自分の好きな遊びを選んでいる。玩具や教材などは子どもたちが見たり触れたり、手が届きやすいように工夫され、体を使って遊べるように大型クッションや積み木、マットが用意されている。日中は発達に応じた遊びをコーナーと並行して友達と一緒に体験できるような環境（布遊び・氷遊び・パン粉粘土・小麦粉粘土・フィンガーペインティング・水遊び・カタツムリやグッピー観察・草花の栽培等）が整えられ、一人ひとりの遊びたい・挑戦したい気持ちが大切にされている。

関連項目 51

3. 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

園の特色として食育を掲げ、毎朝、給食に使用する野菜がクラスに提供され、子どもたちは食材に触れる体験を日課にしている。沖縄の食材も含め多様な食材で献立が作られている。3歳未満児は、担当制により一対一で援助し、エプロンやお手拭きが個別に用意され、子どもに合わせた食事の時間に、手づかみまたはスプーンやフォークを使用し、子どもの発達に応じてゆったりと食事をする環境が整えられている。特に、0歳児は「もぐもぐノート」で離乳食の過程を家庭と連携し、子どもの実態を把握しその子に合わせて支援が行われている。3・4歳児も、おなかがすいた子どもから、担任と量の調整を行い、自分で配膳し好きなテーブルで好きな友だちと食事をしている。食器は、白の陶磁器（セラミック）を使用し、汁物のお椀は和食と洋食でわけて用意されている。

関連項目61、62

◇改善を求められる点

1. 園独自の中・長期計画の策定及び中・長期計画を踏まえた単年度計画の策定が望まれる。

法人として中期ビジョンを明確にした計画が策定され、中期ビジョンの実現に向けて課題と目標が設定されている。

法人の中期ビジョンを踏まえ、園独自のビジョンも明確にした上で、経営面や運営面も含めた中・長期の事業計画と収支計画の策定、及び単年度計画への反映が望まれる。

関連項目：4, 5, 6, 7

2. PDCAサイクルに基づく保育の質の向上に向けた取組が望まれる。

保育の指導計画は策定され、月の計画や週計画は評価、見直しを実施されている。

保育の内容面だけでなく経営面や運営面も含めた実施状況の把握、及び食事の残量調査や子どもの検診結果の集計分析、保育所全体の自己評価の集計分析結果から保育の質の向上に向けたPDCAサイクルに基づく取組が望まれる。

関連項目：8、9、59、62

3. 利用者が意見等を述べやすい体制の確保が望まれる。

苦情解決の仕組みの確立と周知・機能については、「苦情の対応に関する実施要綱」が策定され、苦情対応責任者は施設長、担当者を主任保育士とし、第三者委員も設置して、苦情解決の体制が整備されている。苦情の仕組みを玄関先に掲示して意見箱も設置し、保護者には入園のしおり（重要事項説明書）を配布して説明している。苦情内容に関する検討の経過や対応策については、2021年度は2件の苦情があり、苦情対応報告書が作成され、保護者等にフィードバックして記録が保管されている。

ホームページでは件数だけ公開しているが、実施要綱に基づいて個人情報に配慮した上で対応結果の内容を公表することが望まれる。

関連項目：34, 35, 36

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

開園して初めて第三者評価を受審させて頂きました。

今回この審査にあたり保護者の皆さま、評価担当者の皆様にはたくさんのお時間とお心が寄せて頂いたことに心より感謝申し上げます、ありがとうございました。

開園からこれまでの（5年間）足跡を振り返る時間にもなりましたし、利用者アンケートでは、厳しいご指摘やご意見のある反面、暖かい励ましと共感の言葉も多数いただきました。まだまだ足りない福祉施設としての役目や地域貢献、利用者視点から見るニーズ理解など、多くの気づきと改善点を明確化することができました。

高い評価を頂いた点については今後さらに内容を高めるように努め、改善すべき点についてもできることはすぐに見直し、改善に取り組み進めはじめました。今回こうして職員一同でこの第三者評価受審に向き合い、対話を重ねることができ、また評価者の皆様にはとても丁寧な審査と評価・振り返りをして頂いたことは今後前に進んでいく大きな力となっていきます。更なる高みを目指し、子どもたちの笑顔をまん中にレイモンドあしびな一保育園、福祉サービスおよび保育の質向上に努めてまいります。

⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価 評価結果 保育所版

項 目		評価 結果
		職員の 集計結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
着眼点	○ 1	理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。
	○ 2	理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
	○ 3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
	○ 4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
	○ 5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
	○ 6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
	○ 7	(保育所)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。
1	コメント	<p>理念や基本方針については、法人理念と保育理念、保育方針、保育目標をホームページで公開すると共に、入園のしおりに記載している。毎月発行する園だよりには法人理念が、パンフレットには保育理念が明記されている。法人理念の「子育てによるこびを 社会に新しい風を 笑顔あふれる子どもが住む 未来の地球のために」からは、保育園の使命や目指す方向性を読み取ることができる。保育方針は「子ども一人ひとりの育ちに寄り添い、愛情を持って支援します。多様な体験を通して、豊かな感性を育てます。家庭や地域との連携をはかり、地域の子育て力を支援します。」とし、理念との整合性が確保され、職員の行動規範となっている。職員への周知は、入職時に「れもんのこころ」と「れもんの保育」の2冊が配られ、法人で研修会を実施し、年2回は理念に基づいて職員目標カードで、声をかけるときはその子だけに届く声で、正面から目を合わせて、せかさない・大人がやってしまわない等の15項目について確認している。保護者等には入園時に「入園のしおり」をもとに説明すると共に、園内での掲示によっても周知している。</p>
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
着眼点	○ 1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
	○ 2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
	○ 3	子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
	○ 4	定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。
2	コメント	<p>事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析については、法人全体の園長会や定例会で社会福祉事業全体の動向を共有する場が設定され、把握している。地域の各種福祉計画の策定動向については、那覇市の「子ども子育て計画」や園長会を通して把握し、待機児童解消に向けて定数を超えて1～2歳児を受け入れている。利用定員の充足の課題に関しては、5歳児受け入れについて検討している。法人本部で保育のコスト分析を行い、月次報告を受けている。利用者の推移や利用率等については3ヶ月に1回、法人本部から報告がある。</p> <p>保育所が位置する地域における子どもや保護者等のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集する等、地域の特徴・変化等の経営環境や課題の更なる把握・分析が望まれる。</p>

項 目			評価結果
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
着眼点	○	1	経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	○	2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
	○	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	○	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
3	コメント	<p>経営課題を明確にした取組について、担当者は園長である。利用者の推移や利用率等については、法人本部から3ヶ月毎に報告を受けて、園運営の基本となる利用定員の充足等の課題が明らかにされている。課題については、園長から理事長へチャットで報告・相談して共有され、職員会議やチャットで職員に周知している。経営課題の解決・改善に向けて、利用定員の充足の課題に関して5歳児の受け入れ等について保護者アンケートを実施している。</p> <p>保護者アンケートの集計・分析、及び保育の内容や組織体制、設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析にもとづく具体的な課題や問題点を明確にすることが望まれる。</p>	
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
着眼点	○	1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
	○	2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
		3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
		4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
4	コメント	<p>中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定については、理念や基本方針の実現に向けて、法人として中期ビジョンを明確にした計画が策定され、中期ビジョンの実現に向けて課題と目標が設定されている。</p> <p>中・長期計画は、法人の中期ビジョンを踏まえ、園独自のビジョンも明確にした上で、経営面や運営面も含めた中・長期の事業計画と収支計画の策定が望まれる。</p>	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
着眼点		1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
		2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
	○	3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
		4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
5	コメント	<p>園独自のビジョンを明確にした中・長期計画を策定するとともに、単年度の計画は中・長期計画を踏まえて策定することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		b
着眼点	<input type="radio"/>	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
		2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
	<input type="radio"/>	3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
		4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
	<input type="radio"/>	5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。
6	コメント	<p>事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しについて、昨年度の事業計画はリーダーの参画により策定し、今年度は全職員が参画する取組により策定されている。昨年度の事業計画は、保育面と人材面、運営面、財務面についてそれぞれに重点取組内容が計画され、評価されている。今年度の事業計画は、法人の意向により見直され、人材育成に重点をおき、「私もアナタも会話で向き合い、なんでだろう?のその先は対話を通して歩み寄り!」の目標を設定して策定されている。事業計画は、資料を作成して全体会議等で説明して職員に周知されている。</p> <p>事業計画は策定されているが、保育の内容面だけでなく経営面や運営面も含めた事業計画の策定、及び手順に基づいた実施状況の把握、評価結果に基づいた見直しが望まれる。</p>	
7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		b
着眼点	<input type="radio"/>	1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
		2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
		3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
	<input type="radio"/>	4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。
7	コメント	<p>事業計画の保護者等への周知については、保護者に配布(携帯アプリで発信)する年間スケジュールや園だより、園長会や職員の研修等についても記載して周知されている。フェイスブックで職員の研修の様子も公表している。園だよりに歯科検診の案内を記載する際に、保護者が同席する意義も記載して呼び掛け、参加した保護者がいる。</p> <p>事業計画の主な内容を保護者等が理解しやすいように工夫した資料を作成し、保護者会等で説明することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		b
着眼点	<input type="radio"/>	1 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	
	<input type="radio"/>	2 保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	
	<input type="radio"/>	3 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	<input type="radio"/>	4 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	
8	コメント	<p>保育の質の向上に向けた組織的な取組については、法人として年1回、自主点検チェックリスト(給食分野、保育・安全分野、会計・寄付・経理規程、労務管理・人材育成、施設運営・安全体制・各種届出)に基づいて自己評価を実施し、分析・検討は園長が法人のエリア担当者と一緒に実施している。自主点検チェックリストの結果から、園長が労働安全衛生法に基づく衛生推進者の資格を取得している。保育の内容については、法人として「保育の振り返り指針」が作成されている。年齢別に保育環境評価スケール(空間と家具、養護、言葉と絵本・文字、活動、相互関係、保育の構造)の中から毎年3項目についての評価が実施され、リーダーを中心にグループで話し合い、全体会議で検討して改善結果を公表している。第三者評価は今回、初の受審である。</p> <p>保育の内容においてはPDCAサイクルに基づいて取り組まれているが、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の経営面や運営面も含めて、職員参画によるPDCAサイクルに基づく取組の実施が望まれる。</p>	
9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		b
着眼点	<input type="radio"/>	1 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	<input type="radio"/>	2 職員間で課題の共有化が図られている。	
	<input type="radio"/>	3 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	<input type="radio"/>	4 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	<input type="radio"/>	5 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
9	コメント	<p>評価結果に基づく保育所として取り組むべき課題の明確化と改善策の実施については、改善に取り組むべきこと(防火管理者、防災管理者、衛生推進者の設置)が自主点検チェックリストに直接記載され、事務所に掲示(約1か月)されている。園独自の課題として5歳児の受け入れを検討している。保育内容については、保育環境評価スケールの評価結果をリーダー会議で改善策を話し合い、園長と主任、保育士、調理師が参加する会議で改善・取組について検討している。</p> <p>保育所全体の自己評価結果を分析した結果に基づく改善実施計画の作成、及び防火管理者と防災管理者の設置については、早めに取り組むことが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
II 組織の運営管理			
II-1 管理者の責任とリーダーシップ			
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
着眼点	○	1	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
	○	2	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
	○	3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
	○	4	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。
10	コメント	<p>施設長の役割と責任の職員への表明と職員の理解について、園長の役割や責任は、運営管理規程に規定され、職務分担表にも記載して会議や研修等で職員に伝えている。昨年度末の職員会議では、園名の「あしびなー」及びクラス名「やどかり→うみがめ→まんた→いるか→じんべいざめ」に込めた園長の想いを伝えている。その中で、法人理念を目標に「チームで、保育の知識をもって、自分と向き合い、子どもたちと真剣に向き合う」姿を誇りに思いながら運営する方針を伝えている。自らの役割と責任については、ホームページや4月の園だよりに園長の挨拶を掲載して保護者等にも表明している。有事(災害・事故等)における園長の役割と責任については、職務分担表で主任に権限委任することが明記されている。</p>	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
着眼点	○	1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。
	○	2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
	○	3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
	○	4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。
11	コメント	<p>遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、法令遵守規程で、法人の事務局長を責任者、園長を副責任者と定めている。就業規則に、「取引先から金品を受け取ることの禁止や私的な利益を甘受しない事」等が明記されている。法人の施設長会議で労務管理について人事部による「労働基準法」等の研修を受講し、研修資料等の情報は会議等で職員に周知するとともに、年次有給休暇5日以上取得状況等については管理システムで把握している。法人としてSDGsに取り組み、園長は災害と防災の研修も受講している。</p> <p>ハラスメントの防止に向けての指針または規程等の整備、及び就業規則の見直し(懲戒の事由)等の取組が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。		b
着眼点	○	1 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	○	2 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	○	3 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	○	4 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	○	5 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
12	コメント	<p>保育の質の向上への意欲的な取組と指導力の発揮については、年1回、自主点検チェックリストに基づいて園全体の自己評価を実施している。保育内容については、毎年、年齢別に「保育環境評価スケール」により評価し、リーダーを中心に3グループで検討して職員の意見を反映させ、課題解決に取り組んでいる。園長は、取組過程で各グループの会議に参加し、現場チームに運営を任せながら進捗状況等についてリーダーにヒアリングを行っている。職員の教育・研修については、乳児保育の保健・衛生や虐待、食物アレルギー、食中毒、発達障害コミュニケーション等の研修を職員に受講させている。</p> <p>保育内容については、指導力を発揮しているが、自主点検チェックリストに基づいた園全体の評価結果から職員参画により課題を抽出・分析し、改善に向けた具体的な取組を明らかにした上で、指導力を発揮することが望まれる。</p>	
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		a
着眼点	○	1 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	○	2 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	○	3 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	○	4 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
13	コメント	<p>経営の改善や業務の実効性を高める取組への指導力の発揮について、人事と労務、財務等の分析結果は、法人本部から月次と3か月毎の報告がある。法人全体で年4回のアンケート(WEVOX)を実施して、全職員で検討し、残業無しで働きやすい環境整備に取り組んでいる。ICTを活用して業務を改善し、職員は出退勤の時間や年末調整等を各自のアプリで報告している。就業規則等の雇用関係の文書や辞令交付、各種マニュアルや規程等が各職員の携帯アプリで共有されている。保護者は毎月、アプリで納入して園での現金取り扱いが不要となっている。オムツを持参しない手ぶら登園の実施により、オムツの取り替えが随時に対応できている。ICT活用等、新システム導入の担当者は主任となっており、主任が職員と保護者に活用方法を説明し、活用できる人の輪の拡大に努めている。園長は予算面で法人本部と交渉している。</p>	

項目		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
着眼点	○ 1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
	○ 2	保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
	○ 3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
	○ 4	法人(保育所)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。
14	コメント	<p>必要な福祉人材の確保・定着等に関する計画の確立と取組の実施について、法人の中期ビジョンで「探求的な職員の採用と育成」が明記されている。法人として、まなびサポート制度やブロック制度、メンター制度がある。まなびサポート制度は、職員のスキルアップを応援し、対象となる資格を明示して資格取得にかかる支援金を支給している。資格取得に向けて受験前の長期休みも認められており、制度を活用し、子育て支援員や離乳食・幼児食コーディネーター、幼児食インストラクターの資格取得者がいる。今年度、対象資格を追加して制度が見直されている。ブロック制度は、法人の施設をブロックに分け、少人数での研修や交流を通しての人材育成とそれぞれが抱える問題・課題の解決に取り組んでいる。職員採用については、ハローワークや保育士支援総合センター、求人誌の活用、就職説明会への参加以外に、養成校との連携や職員の紹介による採用制度がある。必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画の作成に期待したい。</p>
15	② 総合的な人事管理が行われている。	a
着眼点	○ 1	法人(保育所)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
	○ 2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。
	○ 3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
	○ 4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
	○ 5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
	○ 6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。
15	コメント	<p>総合的な人事管理の実施については、「期待する職員像」が法人の「れものこころ」に記載されている。一般職用と施設長・管理職用の人事制度ハンドブックが全職員に配布されている。ハンドブックには等級制度が記載され、各等級毎に担う役割と職位、それぞれに求められる能力が示されている。職員は年2回、目標カードで自己振り返りを行い、施設長面談が実施されている。職員の処遇については、法人の査定会議で評価されている。MVP表彰制度があり、当園からMVPに選出された職員がおり、他の職員の励みになっている。生きがい改善調査(エンゲージメントサーベイ)が3か月毎に実施されている。集計結果から「改善に向けてネクストアクションを考える」場が園長会で設けられ、各園で改善に取り組んでいる。資格取得のための支援金を支給し、管理職登用資格試験がある。まなびサポート制度等の職員をサポートする制度があり、職員が自ら将来の姿を描くことができる総合的な仕組みがある。</p>

項 目			評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
着眼点	○	1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	○	2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	○	3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	○	4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
	○	5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	○	6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	○	7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
	○	8	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
16	コメント	<p>職員の就業状況や意向の把握と働きやすい職場づくりについて、労務管理に関する責任者は園長である。有給休暇や時間外労働については、職員がアプリで申請して園長が管理システムで承認する体制になっている。年1回、職員の健康診断が実施され、相談窓口「れもんホットライン」が設置されている。独立行政法人医療機構の退職共済制度に加入しており、被服費等の支給もある。パート職員も含めて全職員が法人の組合に加入し、保育関連の書籍購入費が支給されている。コロナ禍において、法人として「テレワーク勤務規程」が整備されている。産休や育休明けの職員には時短勤務や家庭勤務の配慮がなされている。組織の魅力を高め、働きやすい職場づくりの取組としては、年4回、「働きがい改善調査」を実施している。職員が事務作業を行うためのノーコンタクトタイムを設定しており、職員の自己評価では「休みがとりやすい」、「働きやすい」のコメントが多い。就業規則のハラスメントの禁止についての見直しに期待したい。</p>	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
着眼点	○	1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
	○	2	個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
	○	3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
	○	4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
	○	5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
17	コメント	<p>職員一人ひとりの育成に向けた取組については、法人の「れもんのこころ」に「期待する職員像」を明記し、事業計画のアクションプランから一人ひとりの目標を設定した「目標カード」が作成されている。目標カードはリーダーと話し合い年2回、上期と下期に園長面談が行われている。一人ひとりの目標は、個人役割目標(2項目)と自己啓発目標(1項目)が期限を定めて設定され、情意考課で積極性と協調性、規律性、責任感について自己評価する仕組みがある。設定した目標は、毎月の職員会議でリーダーと共に振り返り、進捗状況の確認が行われ、年度末の下期面談で目標達成度の確認が行われている。</p>	

項 目			評価結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
着眼点	1	保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	○ 2	現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○ 3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
18	コメント	<p>職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、年間研修計画が作成されている。現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、キャリアアップ研修受講履歴一覧表が作成され、マネジメントや保護者支援、子育て支援、障害保育等、職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。策定された外部・内部研修計画に基づき、行政機関の専門研修や法人による主任や1年目研修、メンター研修、0・1歳児オンライン交流、合同施設長会等多数の教育・研修が実施されている。</p> <p>外部・内部やキャリアアップ等の研修計画を総括し、「期待する職員像」を明確にした教育保育計画の策定、及び計画や研修内容、カリキュラムの定期的な評価と見直しが望まれる。</p>	
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
着眼点	○ 1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	○ 2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	○ 3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	○ 4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	○ 5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
19	コメント	<p>職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保については、個別の職員の知識や技術水準、専門資格の取得状況が履歴書と資格証で把握されている。新任職員には法人の新人研修における個別的なOJT研修の仕組みがあり、現場においても実習生プログラムを活用したOJTが行われている。入職3年目や5年目等の階層別研修、施設長や主任、調理師等の職種別研修、子育て支援やアレルギー対応等のテーマ別研修が実施されている。法人研修においては習熟度に応じた個別的なOJTが行われている。園長は職員会議で外部研修に関する情報提供を行い、参加を推奨している。受講者の選任を要する場合は、園長が主任と協議し、一人ひとりが教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</p>	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
着眼点	○ 1	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	○ 2	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	○ 3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	○ 4	指導者に対する研修を実施している。	
	○ 5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
20	コメント	<p>実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についての体制整備と取組については、保育・教育実習受け入れプログラムが策定され、基本姿勢として「保育者育成の大切な場」、「園としての活性化・学びの場」、「保育への理解者を増やす」が明記されている。実習生の子どもへの理解が深まるよう、実習回数に応じたクラス配置（初めての学生は1クラスで実習、2回目以降は2クラスでの実習）や記録用紙の書き方指導等、専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。指導者に対する研修については、実習生オリエンテーション後に主任が実習の担当職員に対し、情報共有と指導のあり方について伝えている。主任は学校側と連携し、実習内容の確認・調整や実習期間中の電話連絡、学校関係者の訪問受け入れ等を担っている。</p>	

項 目			評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保			
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
着眼点	○	1	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
	○	2	保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
	○	3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
	○	4	法人(保育所)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(保育所)の存在意義や役割を明確にするように努めている。
		5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
21	コメント	<p>運営の透明性確保のための情報公開については、ホームページに法人理念や保育理念、基本方針、保育内容等が公開されている。ホームページや保育所掲示板に苦情・相談体制や苦情件数についても公表している。法人の理念や基本方針、ビジョン等について、ホームページで明示・説明し、檸檬会保育所の存在意義を明確にするよう努めている。養成校や公民館に、法人の理念・基本方針に基づいた「子どものよりよい関係性、愛着形成の視点から」や「子どもを守る性の健康教育」等のオンラインセミナーの案内チラシを配布している。</p> <p>苦情件数は公表されているが、苦情・相談内容については、実施要綱に基づき個人情報に配慮した対応結果の内容の公表、及び地域のこども園等に向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動を説明したパンフレット等の配布が望まれる。</p>	
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
着眼点	○	1	保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
	○	2	保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
	○	3	保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
		4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。
22	コメント	<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組について、就業規則に利益供与の禁止が規定され、事務分担表が作成され職員に周知されている。保育所における事務・経理・取引等については、毎年、法人総務職員4人による現場監査が実施されているが、今年度はコロナ禍で監査方法を変更して自主点検チェックリスト(保育・給食・書類・環境など約200項目)を本部職員1名が確認し、園長立ち合いで実施している。令和3年度那覇市の社会福祉法人指導監査において指摘事項はなかった。</p> <p>外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項に基づいて、経営改善の実施が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献			
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
着眼点	○	1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
	○	2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
		3	子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
	○	4	保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
	○	5	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
23	コメント	<p>子どもと地域との交流を広げるための取組については、地域との関わり方の基本的な考え方が法人理念「子育てによるこびを 社会に新しい風を 笑顔あふれる子どもが住む 未来の地域のために」に表現されている。那覇市子育て応援マップや歯科医院情報誌「歯っぴーらいふマップ」が玄関口に設置され自由に取れるようにし、散歩コースの地図も掲示して地域情報が提供されている。保育所や子どもへの理解を得るために、3・4歳児が、勤労感謝の日に地域の事業所を訪問し、12月に郵便局を訪問して年賀状を購入している。子どもや保護者のニーズに応じて、ファミリーサポートセンターや病児保育の利用等を推奨している。</p> <p>地域の行事等に職員やボランティアが支援を行う体制の整備、及び参加が望まれる。</p>	
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
着眼点	○	1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
		2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
	○	3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
	○	4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
	○	5	学校教育への協力を行っている。
24	コメント	<p>ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢の明確化と体制の確立については、保育業務マニュアルにボランティア受け入れの意義として、「地域の方々の施設理解、保育サービスの内容と量の充実、施設運営と保育サービスの透明性確保」が明記されている。ボランティア受け入れ手順に、申し込みの確認や事前打ち合わせ、当日までの準備、配慮等が記載されている。ボランティア受け入れ担当は主任とし、専門学校等との調整や受け入れ時の事前説明等を行っている。ボランティア受け入れについて保護者には園だよりで、子どもたちには毎日のサークルタイムで伝えている。</p> <p>ボランティア受け入れマニュアルに、地域の学校教育等への協力についての基本姿勢の明文化、及び誓約書の提出とボランティア受け入れ時の記録の作成についての追記が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
着眼点	○	1 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	○	2 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
	○	3 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
		4 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
		5 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	
	○	6 (保育所)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	
25	コメント	<p>保育所として必要な社会資源の明確化と関係機関等との連携については、近隣の公園や河川、道路、注意を要する場所等が記載されたお散歩マップを作成して園内に掲示している。子育て支援センターやファミリーサポートセンター、病児保育等が記載された那覇市子育て応援マップが玄関口に設置され自由に取れるよう情報提供されている。那覇市行政機関や中央児童相談所、消防本部、那覇警察署、医療機関等の連絡先のリストが作成され事務所内に掲示されている。子育てに関する情報は、職員会議で説明するなど職員間の情報共有が図られている。園長は、那覇市社会福祉法人園長会、及び毎月オンラインで開催される法人の定例会や園長会に参加している。4歳児の進級に関して、気になる児童については保護者の個人面談を早めて、進級することも園との連携を図っている。支援が必要な子どもに対しては、児童デイサービスの相談員との話し合いの場の設定や那覇市の巡回指導の助言を受けている。虐待や不適切な養育が疑われる場合は、那覇市子育て応援課や児童相談所へ報告・相談して連携を図るため、事務所内に関係機関の連絡先が掲示されている。</p> <p>地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を実施することが望まれる。</p> <p>着眼点5は、地域に適当な関係機関があり、対象外とする。</p>	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
着眼点		1 保育所(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
		2 (保育所)保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	○	3 (保育所)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
26	コメント	<p>地域の福祉ニーズを把握するための取組について、「入園のしおり」に那覇市子育て応援DAYとして地域の子育て相談に応じることを明示している。</p> <p>関係機関・団体との連携、地域自治会等への参加、地域住民との交流や相談事業を通しての地域の福祉ニーズや生活課題の把握、及び保育所のもつ機能の地域への還元、関係機関・団体との連携や民生委員・児童委員等との会議開催等を通じた地域の具体的な福祉ニーズの把握が望まれる。</p>	

項目			評価結果
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
着眼点	1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。	
	2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	3	多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	○ 4	保育所(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
27	コメント	<p>専門家による子育てに関する法人の公開オンラインセミナー「こどもとのよりよい関係性」や「こどものために学びたい・子育ての科学」等(参加無料)のチラシを保護者や公民館等へ配布し、情報を提供している。</p> <p>地域の福祉ニーズ等に基づく法で定められた社会福祉事業にとどまらない事業・活動の実施について、具体的な計画等を明示し、多様な機関や地域住民等と連携して、福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりへの貢献、地域の防災対策や被災時における備えや取組の実施が望まれる。</p>	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28	①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
着眼点	○ 1	理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○ 2	子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○ 3	子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。	
	○ 4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	
	○ 5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	
	○ 6	(保育所)子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。	
	○ 7	(保育所)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	
	○ 8	(保育所)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	
28	コメント	<p>子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組に関して、保育理念に「人、命を愛する心、自然とともに生きる心、創造する心」を明記している。子どもを尊重した保育の提供に関する指針「れもんこのころ」が法人で策定され、職員が理解し実践する取組として自己評価が実施されている。子どもを尊重した保育の実施については、保育業務マニュアルに子どもの権利条約を提示し、人権を守り尊重する保育として、朝の受け入れ時は優しい言葉で対応し、乳児は育児担当制をとり食事を1対1の対面で援助し、トイレの失敗は子どもの心を傷つけないよう速やかに始末し、トイレなどで着替えやシャワーをするなどしている。園長は「禁止語・命令語は使わない」、「名前はとても大切なもので一人ひとりしっかり尊敬の思いをこめて丁寧に呼びかけ」、「呼び捨てはしない」等について、職員会議で伝えている。職員は毎年、保育の自己評価を行い、保育スケールを活用して子どもの尊重や基本的人権への配慮について把握・評価を行っている。異年齢保育や朝・夕の合同保育でお互いを尊重する心を育て、自由遊びの時間には自ら進んで小さい子と遊ぶ子どももいる。名簿は五十音順とし、遊び内容を分けない誰もが参加できるコーナーを設定し性差への固定的な対応をしないよう配慮している。子どもたちには、世界地図で外国籍のお友達の国や文化等について説明し、保護者にも互いに尊重する心について伝えている。</p>	

項 目			評価結果
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
着眼点	○	1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
	○	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。
	○	3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
	○	4	子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。
29	コメント	<p>子どものプライバシー保護に配慮した保育の実施について、保育業務マニュアルに排泄やシャワー、着脱時の子どもへの接し方等について配慮すべきことを明示し、職員会議等で職員の理解が図られている。排せつの失敗時は「汚れたからきれいにしてあげようね」と子どもの心を傷つけない言葉をかけている。シャワー後は裸のままでは保育室に入らない、着替えは下半身を先に着替えてから上半身を着替える等の指導をしている。着替えの衣類は個人のカゴに入れ、トイレにはドアが設置され、おむつ交換や着替えは周りから見えないようにパーテーションを使用し、昼寝時も周囲に左右されずに眠れるようにパーテーションを設置するなど子どものプライバシーを守れる設備等の工夫がされている。保護者へのプライバシー保護に関する周知として、女子のスカート着用については、下から半ズボン等の着用を依頼するなどの取組を行っている。</p>	
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
着眼点		1	理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
	○	2	保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
	○	3	保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
	○	4	見学等の希望に対応している。
	○	5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
30	コメント	<p>利用希望者に対する保育所選択に必要な情報の提供については、ホームページ等に理念や基本方針、保育の内容等を紹介している。法人の入園のご案内、及び園長あいさつや保育時間、内容が記載されたあしびなー保育園のパンフレットが作成され自由に取れるよう玄関に設置し、紹介資料として保護者に手渡している。保育所を紹介する「入園のしおり」にはイラストを入れ、わかりやすい言葉遣い等で作成されている。携帯スマホアプリの活用方法については、写真などでわかりやすく説明し、不慣れた保護者には一緒に操作方法を教えている。利用希望者には、園長や主任が保育実施場面での説明後に「入園のしおり」を使って説明している。見学者等には、パンフレットを配布し、園長と主任が現場説明や質問に応じるなど対応している。入園のしおりは毎年見直している。園のパンフレット等を公共施設等の多くの人が入手できる場所に置くことが望まれる。</p>	

項目			評価結果
31	②	保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	b
着眼点	○	1 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	
	○	2 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	
	○	3 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	
	○	4 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
		5 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	
31	コメント	<p>保育の開始・変更における保護者等へのわかりやすい説明については、入園時に重要事項説明書「入園のしおり」を読み合わせながら行っている。保育の変更時は市役所で説明し同意を得ている。説明にあたっては、布団やベッド、エプロンを見本で説明し保護者が理解しやすいよう工夫している。携帯アプリの活用については、機器に不慣れな保護者の登録を主任等がサポートしている。保育の開始時については、個人面談で聞き取りを行い、最終同意として「入園の同意書」を残している。</p> <p>配慮が必要な保護者への説明についてルール化が望まれる。重要事項説明書「入園のしおり」については、運営規程との整合性を図り、秘密の保持や虐待への対応、非常災害対策、緊急時の対応、記録の保存年限と開示などを追記し、重要事項説明書に同意を得ることが望まれる。</p>	
32	③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
着眼点		1 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	○	2 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
		3 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	
32	コメント	<p>保育所等の変更における保育の継続性への配慮について、保育所の変更については市の窓口へ案内している。転園や保育所の利用が終了した後は、主任が主となり近況を聞くことや在園中の引継ぎ(写真販売等)の連絡をし、お声掛けをいつでも声をかけやすい状態を心掛けている。卒園児が小学校入学の際には各学校に入学メッセージのカードを送付している。</p> <p>保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めること、及び保育所の利用が終了した時に、保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡すことが望まれる。</p>	
III-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
33	①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
着眼点	○	1 (保育所)日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。	
	○	2 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	
	○	3 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。	
		4 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。	
		5 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。	
		6 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
33	コメント	<p>利用者満足の上昇を目的とする仕組みの整備と取組に関して、利用者満足については、職員が送迎時やお便り帳(アプリ)等で子どもの満足を把握するように努めている。個別面談やクラス懇談会では具体的な要望等を把握するように配慮している。昨年度は法人で「子どもの食について」と「子どもとの家での過ごし方遊び方」についての保護者アンケートを実施している。保護者はQRコードを使用して回答し、結果は法人だよりの月刊「れもん通信」で報告されている。今年度は、園独自で「5歳児保育について」のアンケートを実施している。</p> <p>アンケート結果について施設での検討会議の実施が望まれる。法人で実施しているアンケートについても、施設ごとの集計分析を行い、園独自の課題の把握に繋がられるように期待したい。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
着眼点	<input type="radio"/>	1 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	
	<input type="radio"/>	2 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	
	<input type="radio"/>	3 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	<input type="radio"/>	4 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
	<input type="radio"/>	5 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	
	<input type="radio"/>	6 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	
	<input type="radio"/>	7 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
34	コメント	<p>苦情解決の仕組みの確立と周知・機能については、「苦情の対応に関する実施要綱」が策定され、苦情対応責任者は園長、担当者を主任保育士とし、第三者委員も設置して、苦情解決の体制が整備されている。苦情解決の仕組みを玄関先に掲示して意見箱も設置し、保護者には「入園のしおり」(重要事項説明書)を配布して説明している。苦情内容に関する検討の経過や対応策について、昨年度は2件(園児の嘔みつき、手ぶら登園について)の苦情があり、苦情対応報告書が作成され、保護者等にフィードバックして記録が保管されている。</p> <p>ホームページでは件数だけ公開しているが、苦情対応結果の公表については、実施要綱に基づいて個人情報に配慮し対応結果の内容を公表することが望まれる。</p> <p>苦情解決状況の公表を行っていないため、評価基準によりC評価となる。</p>	
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
着眼点	<input type="radio"/>	1 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	<input type="radio"/>	2 保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	3 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
35	コメント	<p>保護者が相談や意見を述べやすい環境の整備と保護者等への周知については、「入園のしおり」(重要事項説明書)に相談窓口や第三者委員の連絡先が記載されている。玄関先に責任者と担当、第三者委員の連絡先が掲示されている。保護者からの相談には送迎時や個人面談時にクラス担任が対応し、相談場所として事務室の一角を利用している。</p> <p>苦情解決の仕組みについては、ポスターだけではなく、苦情解決の流れの掲示、及び「入園のしおり」(重要事項説明書)に相談先として福祉サービス運営適正化委員会の記載も望まれる。</p>	

項 目			評価結果
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
着眼点	○	1 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○	2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○	3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○	4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○	5 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
	○	6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
36	コメント	<p>保護者からの相談や意見に対する組織的かつ迅速な対応については、「苦情の対応に関する実施要綱」が整備されている。保護者からの意見や要望は、口頭や専用メール(園と保護者の連絡網)で担任に寄せられている。日々の保育については、2歳児までは一人ひとりの保護者に写真を添付してメールで配信して説明し、3・4歳児はドキュメンテーションとして玄関先に掲示して伝えている。保護者からの相談や意見については、担当職員が即答できない案件は申し送りノートに記載し、翌日主任と園長につなぐ体制になっている。</p> <p>実施要綱は平成30年10月に見直しているが、定期的な検証、見直しが望まれる。相談や意見を受けた際の内容や対応結果の具体的な記録にも期待したい。</p>	
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
着眼点	○	1 リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
	○	2 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	
	○	3 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
	○	4 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
	○	5 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	
	○	6 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	
37	コメント	<p>安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制の構築について、リスクマネジメントに関する責任者は園長とし、施設における危機・安全管理マニュアルを整備して、安全委員会を法人本部に設置している。事故発生時の対応マニュアルを整備し、事故防止や安全確保策の実施状況については、安全管理チェック表(毎日、毎月、半年ごと)に室内外の遊具の点検結果や事故発生状況について記載し、職員会議で報告されている。不審者侵入防止策として、園の出入口は施錠され開閉時はチャイムで周知し、事務室で確認できるようにしている。1歳児が柵に額をぶつけて内出血し、たんこぶができた事例やアレルギー対応の卵除去児の誤食等について、安全委員会で再発防止に向けた検討会議が開催されている。園内での事故発生時は、報告書を作成して本部に報告し、本部の安全委員会で再発防止の検討が行われ、検討結果を園に報告する仕組みになっている。法人として5月8日は「いのちの日」と設定し、毎年散歩コース等の安全点検と施設外活動時を想定した救急訓練を行っている。</p> <p>収集した園以外で発生した子どもの安全を脅かす事例や園内で発生した事故について、職員参画による発生要因の分析、及び再発防止の検討が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
着眼点	○ 1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
	○ 2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	
	○ 3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	○ 4	感染症の予防策が適切に講じられている。	
	○ 5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	
	○ 6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	
	○ 7	(保育所)保護者への情報提供が適切になされている。	
38	コメント	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制の整備と取組について、感染症対策の責任者は園長とし、保健計画が作成されている。感染症対応マニュアルが整備され、食中毒発生時や感染症発生時の対応が記載され実践している。感染予防として、子どもには登園時に検温している。職員には通勤時にマスクを着用させ、手指消毒スプレーを配布し、体調不良時の自宅待機、及び行事や会議、出張の自粛等の指示が出されている。0～1歳児用のおもちゃの消毒は昼寝時に実施し、その他の遊具類は土曜日に消毒している。各保育室の手洗い場やトイレには消毒液が整備され、室内の消毒と衛生保全に努めている。感染症予防策として、「入園のしおり」で「登園してはいけない病気」を一覧表にして説明している。職員は「食中毒発生防止」の研修を受講している。園内での感染症発生時は、玄関の掲示板に感染症名と日々の発生人数を表示すると共に「感染症のお知らせ」として文書での通知やスマホでの連絡で登園の可否などを保護者に情報提供している。</p> <p>マニュアルは職員がパソコンで閲覧できるようになっており、必要に応じて見直しているが、定期的な検証、見直しの実施、及び感染症発生時の対応については明記されているが、予防についても追記が望まれる。感染症の予防や安全確保に関する勉強会等の実施が望まれる。</p>	
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
着眼点	○ 1	災害時の対応体制が決められている。	
	○ 2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。	
	○ 3	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	○ 4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
	○ 5	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	
39	コメント	<p>災害時における子どもの安全確保のための組織的な取組については、園長を隊長とする自衛消防団が組織され、防災訓練や不審者、台風・水害、火災、地震等への対応についての災害発生時等の対応マニュアルが作成されている。年間防災・避難訓練計画を作成して毎月、火災や地震、不審者等を想定した訓練を行い、「引き渡し訓練」も義務付けされている。毎年1回は複合施設としての防火管理責任者によるビル全体の訓練が実施されている。園長・主任が持ち出す「非常持ち出し品1」と保育者が持ち出す「非常持ち出し品2」、及び「散歩準備品」がマニュアルに明示されている。備蓄食品は購入時の箱ごと保育所内の食品保管庫に置かれている。災害発生時の避難場所として4階にある事務所が予定されている。</p> <p>重要事項説明書や園のしおりにも災害発生時の子どもの安否確認や連絡方法等を記載して保護者へ周知を図ること、及び子どもと職員の数に対応できる備蓄食品とアレルギー対応食の確保、備蓄リストの作成、災害発生時に保育を継続するための計画作成が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	①	保育について標準的な実施方法が文書化され、保育が提供されている。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	
	<input type="radio"/>	2 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	
	<input type="radio"/>	3 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
	<input type="radio"/>	4 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
	<input type="radio"/>	5 (保育所)標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。	
40	コメント	<p>保育についての標準的な実施方法の文書化と保育の提供については、法人として業務マニュアルを作成し、partⅠは基本姿勢(30)、partⅡは日々の運営について(20)、partⅢは安心・安全の確保にむけて(52)、partⅣは支援手順書(9)の合計111種類のマニュアルを整備している。具体的には人権を守り尊重する保育、登・降所時の対応、災害発生時の対応、事故発生時の対応、子どもとの接し方の注意事項、子供の健康管理、アレルギー対応、乳幼児突然死症候群防止、調理室衛生管理マニュアル等がある。プライバシー保護や虐待防止マニュアル、情報管理マニュアルには、人権尊重やプライバシー保護の視点が明示されている。マニュアルは職員がいつでも各クラスのパソコンで確認できるようにしている。アレルギー食対応については、調理担当職員をはじめ全職員に周知して実践されている。</p> <p>各職員が標準的な実施方法(マニュアル)に沿って実践できているかを確認する仕組みの構築、及びアレルギー食対応以外のマニュアルについても職員への周知徹底に期待したい。</p>	
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
着眼点	<input type="radio"/>	1 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	
	<input type="radio"/>	2 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。	
	<input type="radio"/>	3 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。	
	<input type="radio"/>	4 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	
41	コメント	<p>標準的な実施方法(マニュアル)は法人本部が作成しているが、施設の状況によって見直されている。見直しは新規入園説明会に合わせて2~3月頃に実施している。今年度は、散歩時のマニュアルの内容について、散歩時の職員配置や散歩時のグループ分け、乳児は1対1で実施する等が見直され、散歩時の指導計画に反映されている。</p> <p>マニュアルの検証・見直しに関する時期やその方法の手順を定めた上での定期的な見直しの実施、及び見直しにあたっては職員や保護者等の意見や提案が反映されることが望まれる。</p>	

項目		評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。 a
着眼点	<input type="radio"/>	1 指導計画作成の責任者を設置している。
	<input type="radio"/>	2 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	<input type="radio"/>	3 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	<input type="radio"/>	4 (保育所) 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
	<input type="radio"/>	5 (保育所) 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
	<input type="radio"/>	6 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	<input type="radio"/>	7 (保育所) 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
	<input type="radio"/>	8 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。
42	コメント	アセスメントに基づく指導計画の策定については、責任者を園長とし、各クラス担当者が作成した指導計画を主任と園長が決裁している。アセスメント手法として、入園前の保護者との面談は保育士が行い、新入園児面談スケジュール表に基づいて、児童票や入園児家庭生活記録表を用いて保護者の意向確認を行い、一人ひとりの指導計画に反映させている。全体的な計画に基づいて年間指導計画や食育計画、保健計画、基本的な生活習慣年間計画、防災訓練計画等が策定されている。指導計画策定(週案や月案、年間計画)は、クラスミーティングやグループミーティング等の現場リーダー中心の検討を経て、全体ミーティングで振り返り、次の計画が作成されて、主任が園長に報告している。0~2歳児は個別の指導計画が作成され、3・4歳児はクラスで指導計画が作成されている。外国籍の子どもが在籍しており、保護者への報告事項はひらがな対応にして、弁当持参の時は具体的に説明するなど配慮している。支援が必要と思われる子どもに対しては、発達支援センターにつなぐなどの対応がされている。
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。 b
着眼点	<input type="radio"/>	1 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	<input type="radio"/>	2 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
	<input type="radio"/>	3 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
	<input type="radio"/>	4 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
	<input type="radio"/>	5 (保育所) 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。
43	コメント	定期的な指導計画の評価・見直しについては、全体的な計画や年間指導計画を、毎年3月に正職員で検討している。月計画は月末に、週計画は木曜日に各クラス担当者が共有ミーティングに参加して実施し、子どもの姿を捉え、次のねらいに反映させている。指導計画を緊急に変更する場合は、当日の朝の会議で登園児数を勘案して、合同保育の実施等も行っている。指導計画の評価・見直しにあたっては、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされ、指導計画の作成に生かしている。 指導計画の評価・見直しについては、見直しを行う時期や検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順の作成が望まれる

項目			評価結果
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
着眼点	○	1	子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	○	2	個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	○	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○	4	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
	○	6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
44	コメント	<p>子どもに関する保育の実施状況の適切な記録と職員間での共有については、保育業務支援システム(kidsplus)を導入し、園児管理や指導計画、保育記録の作成、保護者への連絡などを行っている。子どもの状況を統一した様式で記録し、職員間で情報が共有されている。3歳未満児は個別の指導計画に基づいて実施記録が作成されている。保育内容の記録については、職員によって差異が生じないように、園長や主任、現場リーダーで記録を確認することで、言葉遣いや保育の視点等をまとめるようにしている。毎週木曜日に1時間程度のミーティングを実施して情報を共有している。登降園時の保護者からの連絡事項は連絡ノートに記録し、各クラスの職員間の申し送り時にも活用されている。感染症の発生等、急を要する情報は法人内のSNSツール『ワークチャット』を使用し、各職員やクラスに連絡している。</p>	
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
着眼点	○	1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
		2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	○	3	記録管理の責任者が設置されている。
	○	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	○	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
		6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。
45	コメント	<p>子どもに関する記録の管理体制は、法人として個人情報管理規程が策定され、記録の保管や情報の提供に関する内容が規定されている。個人情報管理責任者は園長となっている。記録の管理については、個人情報保護の観点から入職時の新任職員研修に位置づけて実施されている。職員は、日々の子どもの情報を事務室で記録し、個人台帳は施錠できる棚に保管して個人情報保護規程を遵守している。保護者等に対しては、入園時に説明している。</p> <p>個人情報に関する不適正な利用や漏洩についての対処方法、書類の廃棄方法について、関連規程への追記、及び保護者等への周知を図るため個人情報の取り扱いについて重要事項説明書への明記が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の保育			
A-1-(1) 子どもの権利擁護			
46	A①	① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	a
	着 眼 点	○ 1 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
		○ 2 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。	
		○ 3 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
		○ 4 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
		○ 5 職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	
46	コメント	<p>子どもの権利擁護に対する取組については、法人として方針を定めている。「人権を守り尊重する保育」として、子どもの権利条約から一般原則(4項目)と子どもの4つの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)を掲げ、私たちは人それぞれの思いや違いを認め、互いを尊重し「人権を守る」保育をしますの方針を明確にしている。方針を受けて「こんな場面ではどうしますか?」と題して、受け入れ時や食事、排泄、シャワー、着脱、睡眠、遊びの場面での事例を具体的に挙げて、保育士が理解できるようにマニュアルが作成されている。「人権に配慮した情報管理の指針」と「差別のない社会・平等を実現するために」と題して具体的内容が明記されている。方針の周知については、採用時の研修資料として「れもんの保育」と「れもんのこころ」に掲載して配布されている。「保育施設における児童虐待防止の手引き」が作成され、早期発見のための具体的な方法や虐待防止のためのチェックシートが記載されている。職員は、法人主催のオンライン研修の受講が義務になっている。虐待の予防について、職員は不適切な養育等の兆候を見逃さないように、子どもの状態の変化(入浴や着替え時に身体の青あざ等の点検)に注意を払っている。不適切な養育となる恐れがある場合は、保護者との連絡を密にする、若しくは家庭訪問を実施し、保護者の精神面や生活状況を把握し支援している。</p>	
A-2 保育内容			
A-2-(1) 全体的な計画の作成			
47	A②	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
	着 眼 点	○ 1 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとりえて作成している。	
		○ 2 全体的な計画は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。	
		○ 3 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。	
		○ 4 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。	
		○ 5 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。	
		○ 6 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に活かしている。	
		○ 7 全体的な計画は、幼児教育を行う施設として共有すべき事項、「育みたい資質・能力」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して作成している。	
47	コメント	<p>全体的な計画は、児童福祉法の趣旨を踏まえ、法人理念、法人方針のもと保育所の保育理念、保育方針や目標に基づいて作成されている。那覇市の待機児の状況、子どもと家庭の状況、保育時間を考慮し、養護と教育を一体的に行い、子どもの発達過程に応じて長期的見通しをもって作成されている。全体的な計画は本部から年度末に骨子がおろされて園長の責任の下、主任が年度の振り返り案を提示し、現場リーダーとグループリーダーとの合議を経て次年度計画を作成し、全体ミーティングで周知している。指導計画策定と見直しについては、週案や月案、年間計画などを、クラスミーティング→グループミーティング→現場リーダー中心の全体ミーティングで振り返り、周知を行っている。特色ある保育として食育を推進する保育を実践し、全体的な計画から週の計画まで一貫性・連続性のある取組が策定されている。</p> <p>全体的な計画・指導計画の評価・見直しの記入欄の設定、及び見直しの実施に期待したい。</p>	

		項目		評価結果
A-2-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開				
48	A③	①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
	着眼点	<input type="radio"/>	1 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	
		<input type="radio"/>	2 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	
		<input type="radio"/>	3 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	
		<input type="radio"/>	4 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	
		<input type="radio"/>	5 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	
		<input type="radio"/>	6 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	
48	コメント		<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備については、室内に温・湿度計が設置され、エアコンや空気清浄機、扇風機で温度と湿度を調整し、感染症対策も実施して、適切な状態に保持できるようになっている。園内の設備用具の安全管理については、日々の点検と6か月毎の点検で、安全を確保している。清潔面においてはトイレや手洗い場、沐浴室は一日2回、職員が清掃している。毎月ネズミ害虫駆除を実施し、ビル会社による害虫駆除や消防設備点検、エレベーター保守点検、電気設備保守点検、受水槽の水質検査も毎月実施されている。土曜日に冷房機の掃除をし、布製の敷物や玩具の洗濯、コットの拭き取りを実施している。家具等には転倒予防マットを敷き、柵の片面にカーテンをかけ、子どもが使いやすいような配置、工夫がされている。各クラスには簡易ベッドやタオルケット等が収納できる場所が確保されている。0歳児は1歳以上児とのクラスの中に、デザインされた壁が設置され騒音対策等の工夫をしている。お昼寝時に安心してくつろげるようなコートを囲う手作りパーテーションが用意され、3・4歳児クラスでは、部屋の隅の奥まった場所を利用して、一人でゆったりくつろげる絵本コーナーがある。低年齢児は探索活動やつかまり立ち等ができるようにマットやフェルト等が敷かれ、食事や睡眠のための生活空間は別に確保されている。0～2歳児のおむつ交換や着脱などはパーテーションの中で行っている。</p> <p>小便器については仕切りの設置が望まれる。</p>	
49	A④	②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
	着眼点	<input type="radio"/>	1 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。	
		<input type="radio"/>	2 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
		<input type="radio"/>	3 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	
		<input type="radio"/>	4 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	
		<input type="radio"/>	5 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
		<input type="radio"/>	6 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
49	コメント		<p>一人ひとりの子どもを受容した子どもの状態に応じた保育については、0～2歳児クラスでは一人ひとりに寄り添えるように「担当制保育」を実施している。食事は一人ひとりのリズムに合わせて、おなかがすいて食べたいと思った子どもから食べ始めることができ、よく噛んでゆっくり食べられるような環境が整えられ、お代わりや量についても子どもの意思が尊重されている。おむつ交換は一人ひとりに合った間隔を確保し、子どもにおむつを見てよいかを確認して、子どもの承諾を得て交換している。2歳児以上の子どもは、自分が行きたいときにトイレに行けるようになっている。園の今年の職員像を「全園児自分の担当」としており、担当制を基本としながらもシフトの責任をもって子どもや保護者への対応を行っている。各年齢ともに、複数の遊びコーナーを整え、子どもが好きな遊びを選択し、遊びたい・挑戦したい・遊び続けたい気持ちが大切にされ、子どもが見て、触れて自分で出入りできるように、教材や玩具の配置が工夫され、おなかがすくまで遊べるようになっている。食事中や食事からお昼寝、お昼寝からおやつ各場面の切り替えで、保育者のせかすような声掛けや大きな声は聞こえず、子ども一人ひとりのリズムで保育が実践され、子どもを尊重する姿勢が職員一人ひとりに共有されている。</p>	

項 目

評価
結果

50	A⑤	③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	着眼点	○	1 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
		○	2 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
		○	3 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	
		○	4 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
		○	5 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	
50	コメント	<p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境整備と援助については、全体的な計画が作成されている。計画の保育目標や養護内容として、0歳児は「一人ひとりの生活リズムが整うように・・・」、1歳児は「・・・気持ちを十分に受け入れつつ、自分でやりたい気持ちを大切に・・・」、2歳児は「自分でできることが増えていくため子ども自身が生活しやすい・・・」、3歳児は「身の回りのことができるようになり・・・」、4歳児は「・・・基本的な生活習慣が身につけていくようにする」として、年齢別に基本的な生活習慣が身につくための発達過程を考慮した目標が定められている。保育実践の手順書と留意点のマニュアルが作成され、子どもの発達の支援や援助に差が生じないようにしている。マニュアルには、年齢ごとに排せつや着脱の自立に向けて、子どものすることと保育者のすることが記載され、細かい手順や安全に配慮すべき事項など発達に応じて具体的な取組も記載され、それに基づいて計画、実践がされている。クラスには個別の持ち物をしまう空間があり、歩き始める頃から自分のおむつやタオルエプロンを出し入れできるように工夫され、個別の表示は退所するまで同じ目印を使用し、子どもに分かりやすいようにされている。一人ひとりの発達状況や生活のリズムを踏まえ、保育者は子どもの気持ちに寄り添い、パーテーションや椅子等を準備し、食事や排せつ、着脱や午睡が自立できる様に援助している。</p>		
51	A⑥	④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
	着眼点	○	1 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	
		○	2 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	
		○	3 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
		○	4 戸外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。	
		○	5 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。	
		○	6 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
		○	7 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。	
		○	8 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。	
		○	9 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。	
		○	10 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。	
51	コメント	<p>子どもが主体的に活動できる環境の整備と子どもの生活と遊びを豊かにする保育の展開については、各年齢ともに、登園後や降園前に室内で複数の遊びコーナー(ままごと・ブロック・積み木・粘土・廃材利用製作・塗り絵・パズル等)で自分の好きな遊びを選ばせている。玩具や教材などは子どもたちが見たり、触れたり、手が届きやすいように工夫され、体を使って遊べるように大型クッションや積み木、マットが用意されている。9時40分から午後4時30分の間は、発達に応じた遊びをコーナーと並行して友達と一緒に体験できるような環境(布遊び・氷遊び・パン粉粘土・小麦粉粘土・フィンガーペインティング・水遊び・カタツムリやグッピー観察・草花の栽培等)が整えられ、一人ひとりの遊びたい・挑戦したい気持ちが大切にされている。苦手な活動に対しては無理強いせず、別の遊びをしながら友達の様子を見ることができるよう保育者は支援している。食事前の手洗いや片づけ、排せつのタイミング等を子どもが決める、自ら行動できるようにしている。戸外活動としては、近くの公園を利用して外気浴や自然物と触れ合うなどの活動に取り組み、公園で集めた石や木の枝を並べて友達とバーベキューごっこを楽しんでいる。空き箱や色紙、絵具、粘土等を使った製作活動で、友達と協働して表現活動が楽しめる環境も整えている。</p>		

項目			評価結果
52	A⑦	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	着眼点	<input type="radio"/> 1 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
		<input type="radio"/> 2 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
		<input type="radio"/> 3 子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。	
		<input type="radio"/> 4 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
		<input type="radio"/> 5 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
		<input type="radio"/> 6 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
52	コメント	<p>乳児保育(0歳児)における養護と教育の一体的な展開と環境整備、保育の内容や方法への配慮として、室内は仕切られた空間で他年齢の活動の音などの影響を受けないよう考慮されている。ずり這いやハイハイ、つかまり立ちができるスペース、滑り台や上り下りができる補助教材が用意され、安全に配慮されたマットなどが敷かれている。遊びコーナーには絵本や音の出るおもちゃ、布玩具などが準備され、探索活動が十分に行えるような環境が整えられている。食事や着脱、おむつ交換などにおいては、一人ひとりのリズムや自分でやろうとする気持ちが尊重されている。朝夕の送迎時は、1歳児クラスと一緒に過ごしている。登園後は検温し、子どもの状態や生活リズムなどを視診で確認し、一人ひとりの状態を把握して担任へ引き継ぎ、クラスノートを活用して体調管理や保護者との連携が行われている。担当制を実施し、子どもとの信頼関係や愛着関係を構築し、食事や排泄、着脱遊び等、一人ひとりに合わせた支援が行われている。園での様子は携帯アプリを使って写真などで保護者へ伝えている。食事の状況については、「もぐもぐカード」を個別に作成して園と家庭で共有し、その子どもに合わせた食事の支援が行われている。</p>	
53	A⑧	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	着眼点	<input type="radio"/> 1 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	
		<input type="radio"/> 2 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
		<input type="radio"/> 3 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
		<input type="radio"/> 4 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。	
		<input type="radio"/> 5 保育士等が、友だちとの関わりを仲立ちをしている。	
		<input type="radio"/> 6 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。	
		<input type="radio"/> 7 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
53	コメント	<p>3歳未満(1・2歳)児の保育における養護と教育の一体的な展開と適切な環境整備、保育の内容や方法の配慮については、育児担当制を実施し、保育者との信頼関係や愛着関係を土台に、自我の表出や探索活動が十分に行えるような環境を整えている。朝夕の登降園時や日中の活動時に異年齢児との交流があり、子どもの生活や活動の模範モデルに触れることができる。各年齢で、情緒の安定を図りながら、子どもが自分でやろうとする気持ちが尊重され、友だちとの関わり方を丁寧に伝える保育が実践されている(例①～④)。日々、携帯アプリやクラス懇談会、個人面談などで園の様子を保護者へ伝え、共有している。</p> <p>1歳児では、例①:初めての園生活で不安が大きく泣いていたが、保育士に抱かれ膝に座ると落ち着き、感触遊びに興味を持ち、握る・ちぎる・すくう等、指先を使って楽しんでいる。例②:不安な気持ちを受け止めてもらい、遊びを促すと、感触遊びや身体を動かして遊ぶ事を楽しみ、保育士との言葉のやり取りを理解し、自分のカバンをロッカーにしまう、食事前にエプロンやタオルを自分で準備する姿がある。</p> <p>2歳児では、例③:なんでも自分でやりたい時期なので、時間にゆとりを持って自分でできた喜びを味わえるようにする。例④:友だちとおもちゃの貸し借りをしたりすることが増えてきたので、貸すことができた時には気持ちを受け止めながら褒める。</p>	

項目			評価結果
54	A⑨	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	着眼点	○ 1 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
		○ 2 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
		3 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
		○ 4 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
54	コメント	3歳以上児の保育における養護と教育の一体的な展開と環境整備、保育の内容や方法の配慮として、3歳児10人と4歳児7人が在籍しており、全体的な計画にもとづいて指導計画が作成され、合同保育が実施されている。3歳児は進級がスムーズに移行できるように前年度後半より3・4歳児室で過ごさせ、4月には子どもが安定した状態で過ごす取組がある。3・4歳児は、保育の内容や方法の配慮として、保育者は子どもの気持ちに寄り添い、子どもにとって良い環境整備に取り組んでいる。子どもが主体的に活動できるように室内で季節ごとに、複数の遊びコーナーを設けている。玩具や教材などは子どもたちが見たり触れたり、手が届きやすいように工夫され、発達に応じたコーナー遊びと並行して、友達と一緒に楽しんで活動し体験できる環境(布遊び・氷遊び・パン粉粘土・小麦粉粘土・フィンガーペインティング・水遊び・カタツムリやグッピー観察・草花の栽培等)が整えられている。苦手な活動に対しては無理強いせず、別の遊びをしながら友達の様子を見ることができるよう保育者が支援し挑戦させようとする取組がある。空き箱や色紙、絵具、粘土等での製作活動で、友達と協働して表現活動が楽しめる環境を整え、作品等がクラスに展示されている。保護者には、送迎時に説明し、毎日の活動の内容をドキュメンテーションに作成して玄関先へ掲示し、インスタグラムにも掲載している。 着眼点3は5歳児が在籍していないため、評価対象外とする。	
55	A⑩	⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	着眼点	○ 1 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	
		2 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	
		○ 3 計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。	
		○ 4 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
		○ 5 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	
		○ 6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
		○ 7 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
		8 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
55	コメント	障害のある子どもが安心して生活できる環境整備と保育の内容や方法への配慮として、今年度から対象児1人が入園し、児童デイや発達支援センターと連携し、障害児保育を実施している。個別計画等は、8月末に係機関と連携して作成する予定である。月案には、「支援児との育ちあう保育」として、ねらい(他児と関わる中で、相手の気持ちを知る)や内容(様子を見ながら遊びに誘ったり、静の遊びをしたりとゆっくり過ごせるようにする)が記載されている。支援児が集団の中でどのように関わるか、どのような支援をするかが具体的に記載されている。建物設備については、ビルの2階に保育園が設置され、エレベーターがあり、室内はワンフロアでとなっている。トイレは2段の段差がある。配慮が必要な保護者への支援として、両親が外国人で、日本語の理解が困難な保護者には、英訳のお便りや全文ひらがな入力の連絡帳などにより丁寧に支援している。 個別指導計画作成におけるクラスの指導計画への関連付け、及び障害のある子どもの保育については重要事項説明書等に掲載して他の保護者への周知が望まれる。	

項目			評価結果	
56	A⑪	⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	着眼点	○ 1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	
		○ 2	家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。	
		○ 3	子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。	
		○ 4	年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。	
		○ 5	子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
		○ 6	子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。	
		○ 7	担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
56	コメント	<p>それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境整備と保育の内容や方法への配慮について、各年齢の指導計画に「長時間保育・延長保育」の欄がある。ねらい・内容には「休息、水分補給を取り、静の遊びも楽しめるようにしていく。休息を取り、遊びに変化を持たせながら楽しく過ごせるようにしていく。水分補給を促しながら、一緒に遊び、迎えを待つ」等が記載されている。配慮・支援としては「水分補給をしながら好きな遊びを見つけて遊ぶ。異年齢での関わりを楽しみながらも休息が取れるようにしていく。様子を見ながら遊びに誘ったり、静の遊びをしたりとゆっくり過ごせるようにする」等、具体的な取組が記載され、子どもが穏やかに、ゆったりと過ごすことができる配慮がされている。朝は1歳児クラスで受け入れ、視診により子どもの状態や生活リズム、機嫌等を確認し、一人ひとりの状態を把握している。1歳児以外は、登園時に各クラスで持ち物などを整えてから1歳児クラスで異年齢で過ごしている。0歳児は8時30分から自室へ移動し、9時頃より2歳児以上児は2歳児室や3・4歳児室で過ごしている。降園は逆の流れとなり、低年齢児への配慮がされている。絵本コーナーがあり、マットが敷かれ、素材コーナーでは保育時間においても一人でゆったりできるようになっている。登園の早い子どもや延長保育を利用している子どもの保護者との連携については、全体連絡ノートやクラスノート、連絡帳システム、直接の電話による対応を実施している。延長保育の契約児はなく、月に数名の利用がある。おやつはアレルギーの子どもにも対応できるお菓子を提供している。</p>		
57	A⑫	⑩	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
	着眼点	1	計画の中に小学校との接続や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。	
		2	子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
		3	保護者が、小学校以降の子どもたちの生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
		4	保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。	
		5	施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。	
57	コメント	5歳児は在籍していないため、評価対象外とする。		

項 目			評価結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
	<input type="radio"/>	2	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
	<input type="radio"/>	3	子どもの保健に関する計画を作成している。
	<input type="radio"/>	4	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
	<input type="radio"/>	5	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
	<input type="radio"/>	6	保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
	<input type="radio"/>	7	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
	<input type="radio"/>	8	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。
58	コメント	<p>子どもの健康管理については、健康管理に関するマニュアルや登・降所時の対応マニュアルが策定されている。一人ひとりの健康状態は検温を基本として顔色や表情を把握し、家庭でできたと思われる打ち身や擦り傷等の確認、発熱した場合やその他の発病時の対応、保護者への対応などが具体的に明示されている。年間の保健計画が作成され、保護者に対して保育園の健康に関する取組について、毎月行政からの保健だよりで伝え、重要事項説明書で健康管理や服薬・感染症の取り扱い等について説明している。既往症や予防接種などの健康に関わる情報は、入園時や日々のお便り帳で連絡している。一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報は、「連絡ノート」で関係職員に周知し共有している。予防接種の実施状況は、毎年児童票を提出させることで確認している。乳幼児突然死症候群(SIDS)対策について、睡眠時は0歳児は5分間隔で、1～2歳児は10分間隔で体位を確認し、結果はノートに記録している。保護者に対する乳幼児突然死症候群(SIDS)の情報は、入園時や慣らし保育時に説明して周知している。</p>	
59	A⑭	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
着眼点	<input type="radio"/>	1	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
	<input type="radio"/>	2	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
	<input type="radio"/>	3	家庭での生活に生かされ、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。
59	コメント	<p>健康診断や歯科健診の結果の保育への反映については、健康診断と歯科検診、尿検査を年2回、蟯虫検査を年1回実施している。歯科検診は、親子受診も可能となっている。歯科検診時に嘱託医に相談したい事項を様式で確認し、医師のコメントの入った検診結果を保護者に返している。検診結果のコピーを職員間で周知し児童票に綴っている。保健計画に歯磨きを位置付けているが、コロナ発生後に法人の方針として歯磨きを中止している。指導の必要な子どもに対しては治療するよう保護者に連絡している。</p> <p>検診結果については、集計・分析して課題を抽出し、保健計画に位置づけて、日々の保育に反映することが望まれる。</p>	

項目			評価結果
60	A⑮	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
	着眼点	○ 1 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
		○ 2 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
		○ 3 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	
		○ 4 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
		○ 5 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
		○ 6 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
60	コメント	<p>アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもへの医師の指示による対応については、業務標準マニュアルの健康管理や食事、薬等に沿って、子どもの状況に応じて対応している。卵アレルギーのある子どもが2人おり、医師の指示書により除去食で対応し、トレーの色で分別している。アナフィラキシーが懸念される子どもへの対応として、医師の指示のもと1回分のシロップを預り、職員で共有し必要な時は投薬できるようにしている。喘息や気管支炎などの気管支拡張のためのテープを張る子供に対しては、テープの名前や張る部位などを登園時に確認する対応等のマニュアルが準備され、保護者や職員に周知されている。登降園時の視診や病後児対応受け入れについてもマニュアルがあり、職員に周知され同じ対応が全職員でできるようにしている。様子を観察しながら保育を継続する場合は、電話や携帯アプリで、保護者に様子を伝えるなどで連携している。アレルギー食については、トレーで色分けされていることを子どもが理解できるように伝え、アレルギーについて説明し、お互いのことを理解できるようにしている。職員は入園時に保護者から、食事調査票や健康調査票等で子どもの状態を確認し、「入園のしおり」で給食やアレルギーによる除去食の説明を行っている。月1回、全体ミーティングでマニュアルを確認し、対応について研修している。</p> <p>アレルギー食や慢性疾患に対応していることについて、重要事項説明書等に記載して他の保護者にも周知することが望まれる。</p>	
A-2-(4) 食事			
61	A⑯	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
	着眼点	○ 1 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。	
		○ 2 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
		○ 3 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
		○ 4 食器の材質や形などに配慮している。	
		○ 5 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
		○ 6 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	
		○ 7 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	
		○ 8 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	
61	コメント	<p>食事を楽しむことができる工夫については、子ども一人ひとりの主体性を大切に支援している。全体的な計画に基づいて、食育計画が策定されている。園の特色として食育を掲げ、子ども像には「お腹がすくリズムの子ども、・食事づくり準備に関わる子ども、・食べたいもの、好きなものが増える子、・食べ物を話題にする子ども、・一緒に食べたい人がいる子ども」とある。毎朝、給食に使用する野菜がクラスに提供され、子どもたちは食材に触れる体験を日課にしている。沖縄の食材も含め多様な食材で献立が作られている。0歳児は、クラスのテーブルで担当制により職員が一对一で援助している。1・2歳児は一对二で子どもに合わせた介助をしている。0歳児は「もぐもぐノート」で離乳食の過程を家庭と連携し、子どもの実態を把握しその子に合わせた支援が行われている。0～2歳児は、エプロンやお手拭きが個別に用意され、子どもに合わせた時間に、手づかみやスプーン、フォークを使用し、子どもの発達に応じてゆったりと食事をする環境が整えられている。3・4歳児も、おなかのすいた子どもから、担任と量の調整を行い、自分で配膳し好きなテーブルで好きな友だちと感染症対策を行いながら食事をしている。壁には、子どもが理解しやすいように工夫して当日の給食の食材が絵文字カードで示されている。降園時までには当日の献立の写真が掲示されている。食器は、白の陶磁器(セラミック)を使用し、汁物のお椀は和食と洋食でわけて用意されている。</p>	

		項目		評価結果
62	A⑰	②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
	着眼点	○ 1	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した献立・調理の工夫をしている。	
		○ 2	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
		○ 3	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
		○ 4	季節感のある献立となるよう配慮している。	
		○ 5	地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
		○ 6	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	
		○ 7	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
62	コメント	<p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事の提供については、子どもの発育状況に合わせ「保育実践と留意点」のマニュアルに沿って、離乳食の完了まで、【食品の種類と組み合わせ】や【調理形態と調理方法】などの具体的な取組を行っている。離乳食後期より「嘔むことを意図的に取り入れる」ことについて、家庭や厨房職員と共有し、給食の配膳や様子を見ながら食材の大きさや硬さなど一人ひとりの発達に合わせて調理され提供されている。残食については厨房職員で話し合っ素材の切り方や加熱の仕方などを工夫している。全国の郷土料理が月1回、提供されている。献立に使用される野菜が毎日全クラスに提供され、子どもが素材に触れる機会がある。室内でプランターを使ってトマトなどの野菜を育て、食事に興味を持てる工夫をしている。栄養士や調理員も子どもの食事の配膳や食べる様子を観察し、子どもの状態を把握する機会がある。栄養士を中心に衛生管理マニュアルに沿って、使用水の点検及び冷蔵庫・冷凍庫の温度確認表により、毎朝調理員が水道水や冷蔵庫等をチェックして安全を確認し、厨房職員と全職員の検便検査の実施等、衛生管理が適切に行われている。</p> <p>残量調査を実施し、残食について、毎月の給食会議で話し合われることが望まれる。</p>		

A-3 子育て支援

A-3-(1) 家庭との緊密な連携

63	A⑱	①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
	着眼点	○ 1	連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	
		○ 2	保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
		○ 3	様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	
		○ 4	家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
63	コメント	<p>子どもの生活を充実させるための家庭との連携については、クラス懇談会を通して子どもの活動や生活、コーナー遊びの様子を映像などで伝え、保育内容について保護者の理解を得る機会としている。日々の送迎時に保護者へ園での様子を伝えている。祖父母の送迎が多いことから、0～2歳児は携帯アプリで日々の様子を保護者に伝え、適宜子どもの写真を添付している。3・4歳児は、ドキュメンテーションを玄関に掲示し、Instagramに掲載している。必要に応じて携帯アプリや電話を使用し、園だよりやクラスだよりを配布し、園の方針やクラスの状態を伝えている。保護者に配信する携帯アプリの内容は、記録されている。外国人保護者への支援として、日本語や漢字の理解が厳しい保護者には英訳のお便りや全文ひらがな入力の携帯アプリなどによる支援を行っている。子どもの日々の様子を写真に撮り、保育システムで購入できるようにしている。</p> <p>口頭による保護者への対応についても文書化するなどの整備に期待したい。</p>		

		項目		評価結果
A-3-(2)保護者等の支援				
64	A⑱	①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
	着眼点	○ 1	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	
		○ 2	保護者等からの相談に応じる体制がある。	
		○ 3	保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
		○ 4	保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
		○ 5	相談内容を適切に記録している。	
		○ 6	相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
64	コメント	<p>保護者が安心して子育てができる支援については、保育士が保護者から相談を受けた場合、報告・連絡・相談マニュアルの手順に沿って主任と園長に報告し、対応できる体制となっている。子どもの登降園時に保護者とコミュニケーションを図り、気軽に話せる雰囲気を作り、電話での相談や面談で対応することもあり、お便り帳で子どもの様子を伝える等、信頼関係の構築に努めている。家庭での子どもの様子や園の様子などに関する面談等は、保護者の事情に合わせて時間を設定している。コロナ禍の中、保護者からの「今後の行事に関する方向性を聞きたい、参観があってもいいのでは」等の意見に対応している。支援が必要な子どもへの保育支援として、関係機関の臨床心理士による巡回相談による対応もされ、保育日誌に記録されている。哺乳瓶を園で用意し、コットの使用や手ぶら登園(希望者には、おむつを園で用意できる)、携帯アプリの活用により保護者が安心して子育てができるよう支援している。</p>		
65	A⑳	②	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
	着眼点	○ 1	不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	
		○ 2	不適切な養育(虐待)等の可能性がある職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	
		○ 3	不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	
		○ 4	職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	
		○ 5	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	
		○ 6	不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	
		○ 7	マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	
65	コメント	<p>家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防について、職員は不適切な養育等の兆候を見逃さないように、子どもの状態の変化(入浴や着替え時に身体の青あざ等を点検)に注意を払っている。虐待が疑われる場合は、職員ミーティング等で共有し、主任や園長に報告し、リーダーで検討して対応策が図られている。不適切な養育となる恐れがある場合は、保護者との連絡を密にするか若しくは家庭訪問を実施し、保護者の精神面や生活状況を把握して指導するマニュアルを整備しているが、これまで対応事例は無い。職員に対しては、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などの早期発見・対応及び予防のための研修を実施し、不適切な保育(虐待)等に関する理解を促すため、法人の方針として子どもの人権擁護を目的とした具体的な対応等がマニュアル化され、日常的に互いの保育を全職員が確認できるようになっている。</p> <p>マニュアルにもとづく職員研修の実施が望まれる。</p>		

		項 目	評価 結果
A-4 保育の質の向上			
A-4-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
66	A②	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
	着 眼 点	○ 1 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。	
		○ 2 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。	
		○ 3 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。	
		○ 4 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。	
		○ 5 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。	
		○ 6 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。	
66	コメント	<p>保育士等の主体的な保育実践の振り返り(自己評価)と保育実践の改善や専門性の向上については、質の高い「学び」「養護」「環境」「保育者」に関する「保育の振り返り指針」が作成され、年1回、保育環境評価スケールに基づいて評価し、リーダーを中心にグループで話し合い、全体ミーティングで検討している。「玩具の散乱には、玩具の選定や数量等を調整して、取り出しやすい・戻しやすいようにする」、「戸外遊びについて、子どもの発達に見通しを持ち保育計画に組み込んでいけるようにする」等の改善に取り組み、改善結果は公表している。保育士等は半年ごとに目標を設定して自己評価を行っており、園長が面談を実施して、資格取得や意識向上につなげている。</p> <p>保育所全体の自己評価がチェックリストになっており、保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげることが望まれる。</p>	